

# すてきな まちに ま

第2集

野洲市  
野洲市教育委員会  
野洲市人権啓発推進協議会  
2006（平成18）年3月：発行



## ■はじめに

野洲市では「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」の実現をめざして、まちづくりを進めています。

私たちの身のまわりには部落差別をはじめさまざまな差別問題があります。身のまわりに起こっているということは、差別の要因を私たちが作り出し、私たち自身が直接的に、また間接的にかかわっていると言えるのではないのでしょうか。また差別がある社会は誰しもうが差別される側にもなるということでもあります。

「すてきなまちに第2集」では身近で起こっている差別事件から学び、自分は「人権」とどう向き合っていくのかを考えていただくことを中心に編集しました。

本市を「すてきなまちに」するために共に考えましょう。

## ●目次

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例……………	1
『人権』って?……………	2
差別事件から学ぶⅠ……………	4
●	
部落差別の形態……………	8
差別の原因……………	10
●	
差別事件から学ぶⅡ……………	12
●	
野洲市「人権尊重のまち」宣言 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言……………	14
●	
野洲市人権啓発推進協議会の活動紹介……………	16
●	
人権擁護のまちづくりをめざす作品紹介……………	18

## ■野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例

平成16年10月1日  
条例第119号

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参画による部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策の積極的な推進を図り、市民の人権擁護及び人権意識の高揚に努めるものとする。

### (市民の責務)

第3条 市民は、相互に人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に参画するよう努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

### (啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

### (推進体制の整備)

第5条 市は、施策及び啓発活動を効果的に推進するため、国及び県等との連携を図りながら、推進体制の整備に努めるものとする。

### (審議会)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するための重要事項について調査審議する機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野洲市人権施策審議会を設置する。

### (調査等の実施)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために、必要に応じ調査等を行うものとする。

### (その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

# 『人権』って？

自分が自分らしく  
生きていける社会を  
つくりたい。

生きるって尊いこと、  
対等に生きあっている  
のはもっとも尊い。  
そんな思いの毎日です。

学びあい、支えあって  
人と人が対等につながる  
ことかなあ。

人権  
それは『いのち』  
です。

自分を愛するよう  
に  
他人を愛せる自分  
で  
いたい。

人として生きるための  
あたり前の権利

皆さんは『人権』に対してどんなことを思い、どんなイメージを持っておられますか。人権とはすべての人が自分らしくいきいきと幸せに生きていくために必要なもので、尊重されなければならないものです。

『人権』は生きていくために最低限必要なルールと言えます。

～野洲市はみんながキラキラと輝く人権を大切にすまをめざしています～

「人権」は、憲法はもちろんさまざまな条約でも定められ、また、県や市にも人権に関する条例などでも定められています。

#### 世界人権宣言（抜粋）

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 日本国憲法（抜粋）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

1 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。……

#### ほかにも

- ◎女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ◎児童の権利に関する条約
- ◎あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
- ◎国連「人権教育世界プログラム」など数多く定められています。

#### 県や市においても

- ◎滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- ◎野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例
- ◎野洲市「人権尊重のまち」宣言などがあります。

人権とはわたしたち一人ひとりが持っているものです。

お互いの人権を認め合いながらまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

# 差別事件から学ぶ I

## 「S社による不動産物件差別問い合わせ事件」から

2004年7月のことです。野洲町役場の人権施策推進課（現野洲市人権施策推進課）にこんな電話がかかってきました。

『野洲町の〇〇の××番地は同和地区かどうか教えて欲しい。』

電話でのやりとりから県内のある不動産業者からの問い合わせの電話であることがわかりました。

『そこが同和地区であつたらどうなんですか。』と職員が問い直すと

『そこを売買することになっていて重要事項説明書をつくらないといけないので』

『同和地区の範囲に入るのか入らないのかをお客さんに説明しないとだめなので……』

また、小学校や中学校の学区についても電話のやりとりの中に出てきました。

この不動産業者はなぜこんな問い合わせを、町役場（現市役所）の人権侵害を許さない取り組みをしている担当課に電話をしてきたのでしょうか。

その後、電話をかけてきた不動産業者にいろいろな聞き取りをする中で、次のようなことがわかってきました。

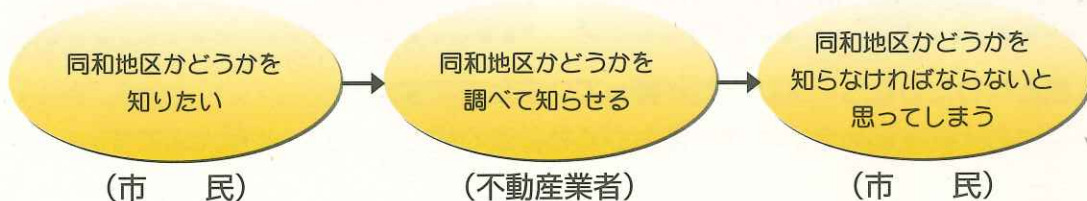
- 電話をかけてきた不動産業者は部落差別についてマイナスイメージを植えつけられながら育ってきたこと
- 同和問題についての研修を受けていたが、自分自身の問題として考えられず、同和問題の解決に向けた取り組みをしてこなかったこと
- 売れ残ったら自分が買い取らなければならず、同和地区に住んだら自分も差別を受けることになるかもしれない

これらのことから今回の問い合わせに及びました。これはこの電話をかけた個人の問題なのでしょうか。

このような事件は全国的にも起こっています。だから不動産を売買する業界の問題といえます。

しかし、不動産業者だけの問題といえるのでしょうか。土地や家を買う側の人にとってその土地が同和地区にあるのかどうか重要な問題であると考えている人が多いということではないでしょうか。買う側の意識が不動産業者に今回のような問い合わせという行為を行わせたと言えます。

このように差別は社会の仕組みの中に入り込んでしまっています。



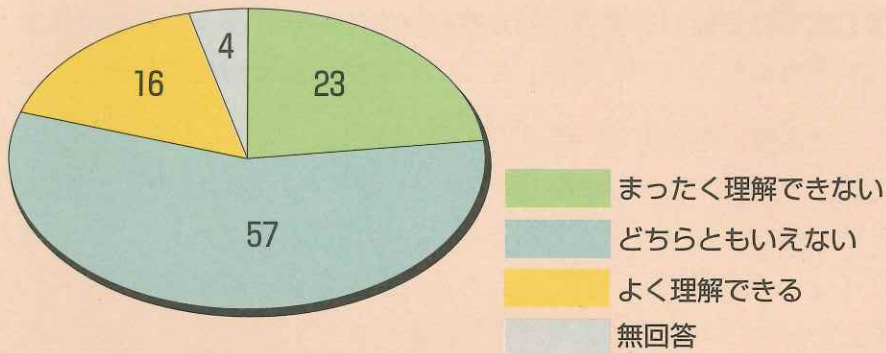
## 意識調査でもこんな結果が

・本市において2003年に実施した人権問題に関する意識調査の中から次の様な結果が出ています。

**問** 「土地や家屋の購入をめぐる、同和地区かどうかを問い合わせるようなことがありますか、あなたは、それについて、どのように思いますか。」

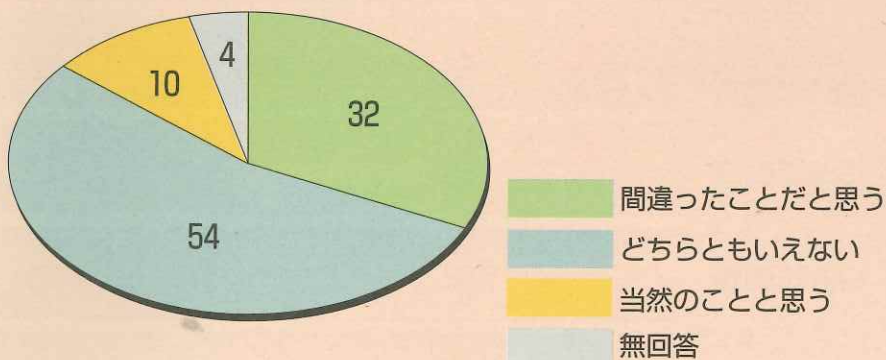
という問いに対しては次のような結果が出ています。

同和地区の問い合わせについてどう思うか？ (%)



また、問い合わせることについての是非を問う設問でも

問い合わせることの是非についてどう思うか？ (%)



という結果が出ています。

同和地区かどうかの問い合わせは間違っただと明らかに否定する人は残念ながら32%という調査結果でした。

多くの人が「どちらともいえない」と答えています。

「どちらともいえない」という回答はどう判断すればよいのでしょうか。

みなさんはどうお考えになりますか。

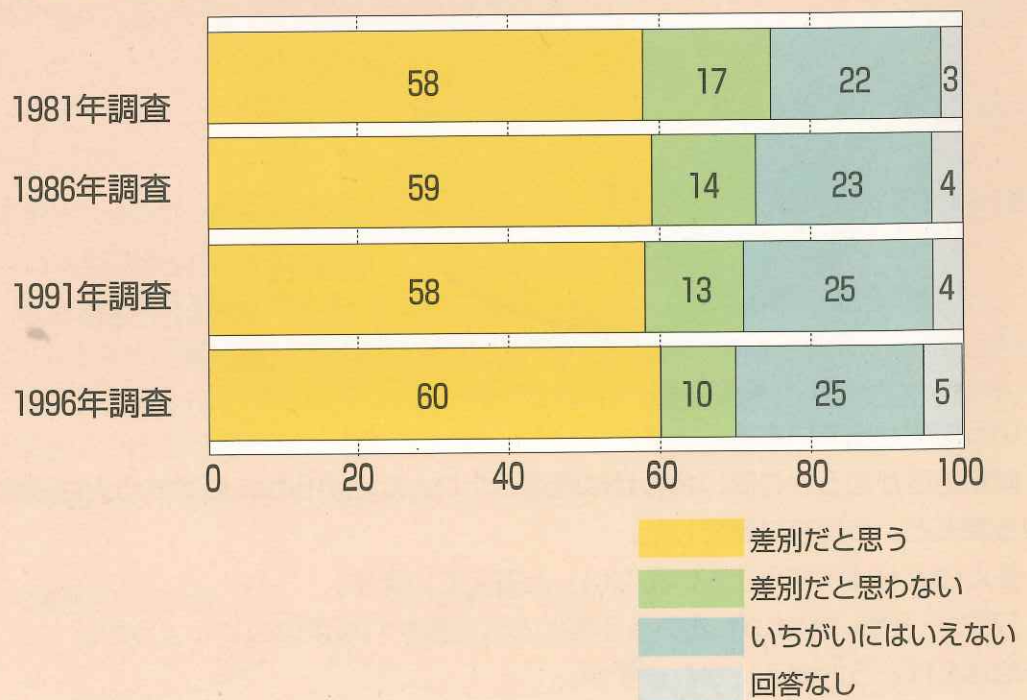
前ページの「どちらともいえない」という考え方は場合によっては問い合わせることもやむを得ないという意味も含んでいますから問い合わせをしないと断言できないわけです。つまり同和地区に対する偏見や忌避意識があることを示す結果と言えるのではないのでしょうか。

また、このような同和地区に対する根強い偏見、同和地区の土地に対する忌避意識を持っていることは、直接自らの利害にかかわってきたときに具体的な“差別行為”に及ぶ可能性が強いことをこの事件は示しています。

同様の結果は滋賀県で実施された意識調査でも明らかとなっています。  
 (1996年度滋賀県『同和問題』についての意識調査報告書から)

Eさんは、ある町で、手ごろな家を買おうとしました。ところがその町には、“差別”を受けている地区（同和地区）があり、新しい家は、その「同和地区」と同じ通学区（校区）であることがわかりました。そこで、子どものあるEさんは、その家を買うことを見合わせました。このようなEさんの態度について、あなたはどのように思いますか？

Eさんの態度についてどう思うか？ (%)

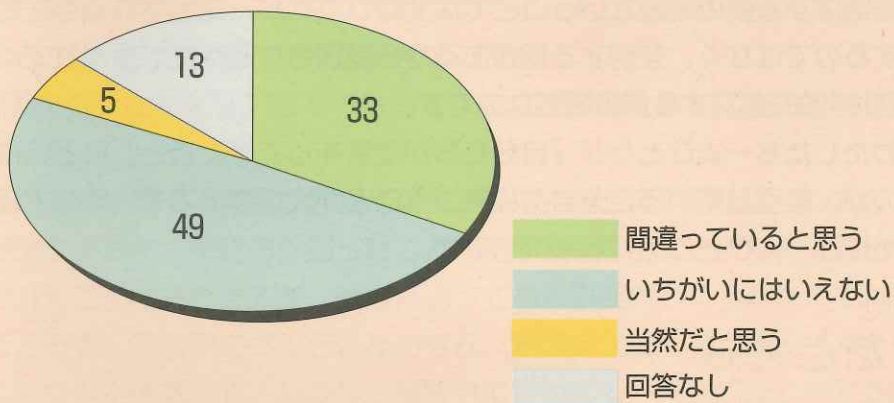




\*滋賀県の意識調査結果から（2001年度滋賀県人権に関する意識調査から）

Aさんは手ごろな家を見つけたので買おうとしましたが、その場所が「同和地区」に隣接していたため、その家を買うのを見合わせました。このような態度をあなたはどう思いますか。

Aさんの態度についてどう思うか？（%）



県の調査でも「いちがいにはいえない」と多くの方が答えています。態度を保留しているように見えますが、本市での調査と同様に結論的には差別を容認する態度であるということが出来ます。

かなりの多くの県民が同和地区に対する忌避意識を持っていることがここでも明らかとなっています。

こうした意識が今回のように、不動産業者の調査行為に至らせ、また、不動産業者が調査行為を行うことで、市民の部落差別意識をさらに増長させる働きをしているものと考えられます。

このように市民の部落差別意識と不動産業者の調査行為には相関する関係があり、このことが土地差別を生み出しているといえます。

部落差別はある面では土地に対する差別ということもできます。それは同和地区という土地に生まれ住んでいることを理由に結婚・就職などの生活のさまざまな場面で部落差別事件が起こっているからです。



# 部落差別の形態

差別を受けた人たちは、日常生活から排除されていました。  
しかし、交流はなされていました。

部落差別は明治時代以降に入ってきた近代的な見方や考え方、たとえば「優劣」だけで何事も判断してしまう見方や衛生観念などとも絡み合ってきました。また、社会問題になったという意味でも、江戸時代以前の差別とは性格の違うものです。しかし、現代社会における土地に対する忌避意識は何百年前の差別する態度や考えと通じるところがあります。排除する人がいたということです。

差別はする側の問題ということでは変わりません。差別される存在があるから差別するのではなく、差別する側があるから差別される存在が生まれてくるのです。差別は100%差別する側の問題なのです。

わたしたち一人ひとりが『自分たちが差別をしてきたこと』にどう向き合っていくのか、差別している自分自身に気づくことが大切なのです。そして差別をなくすためには一人ひとりの行動が大切です。

## たとえば

### 排除

- 「同じ火から料理したものは食べない」
- 「食器はいっしょにしない」
- 「同じ住居に住まない」
- 「結婚しない」



それぞれの中に  
序列がありました。  
(武士の中には將軍を頂点として大名、旗本、下級武士など細かく分かれていました)

## 部落史の見直しが進んでいます。(子どもたちが学んでいること)

一般的には、部落差別は時の政治権力によって江戸時代につくられたという内容で学んできました。なぜつくられたかという貧しい農民より下の身分を置き、自分たちより貧しい人たちがいるからまだましだと思わせ、農民の不満が武士(権力者)に向けられないようにするためにという理由でした。また「土農工商さらに低い身分」という上下の関係の身分制度として学んできました。

しかし、実際には「農」「工」「商」という職業ではなく、住む場所によって分けられ、町に住む人は「町人」、村に住む人は百姓(村人)とされていました。

町人、百姓(村人)のそれぞれの中に序列はありましたが、百姓(村人)より町人のほうが上とか下ということはありませんでした。

また、「差別を受けた人たち」も下の身分ではなく、自分たちとは別の存在と見なされていました。

民衆や被差別部落に関する資料の発見や研究が進む中で、江戸時代より以前から民衆の間に差別をする考えや見方があったことが明らかとなってきました。政治によって利用されたことはありますが、政治によってある日突然つくられたのでなかったということです。政治的につくられたのなら、明治時代に解放令が出された時点で差別はなくなったはずですが、しかし、解放令に反対する一揆まで起こされた事実があります。このことから政治だけがつくったものではないということがわかります。民衆の中に排除、差別する意識があったのです。

## たとえば

### 交流

#### 【経済的な交流】

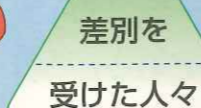
皮革の関係の仕事(太鼓づくり、雪駄づくりなど)や手工業(竹細工など)をしていましたから、民衆はそれらのものを買っていたと考えられます。

#### 【神事、芸能による交流】

穢れを祓うなど、当時の人々には欠かすことのできない役割を担っていました。

#### 【役負担などによる交流】

警備の仕事(村々の警備)や農村再開発の役割(新田の開発や農地の開発)の役割を担っていたことから、民衆にとってはなくてはならない存在でした。



# 差別の原因

差別を支え、生み出す原因をつくっていないでしょうか？

「女人禁制」  
「お葬式には清めの  
塩を渡さないといけない」

ケガレ意識

異なる文化は認めない

外国人であっても  
日本に住んでいるのであれば  
日本の生活  
文化に合わせるべきだ

あなたの周りにはこのような見方、考え方がありませんか。

優劣の見方

あの子は  
勉強しなかったから  
〇〇高校にしか行けなかった。

イエ意識

「あの家は家柄がいい」  
「長男は家を継ぐべきだ」

衛生観念

「ハンセン病回復者は  
ホテルに宿泊させない」  
「あの家は××病気の筋だ」

みんなと同じにしないと  
仲間からはずされる。

同調志向

わたしたちは生まれ育つ中で数多くのことを社会の中で身につけます。

自分のまわりに前ページのような「ケガレ意識」「イエ意識」「優劣の見方」「衛生観念」「同調志向」「異なる文化は認めない」などの見方や考え方があったとすればどうでしょうか。そうした見方や考え方が自然に身についてしまうのではないのでしょうか。そして身につけてしまった意識は態度や行動となり、やがて習慣や仕組みとなってしまう。

こうした見方や考え方は部落差別を残す原因になると同時に、さまざまな差別を生み出し強めています。

現代社会では今なお「生まれ」「性」「障害」「国籍」などによる差別があり、それを認めてしまう社会の仕組みがあることです。しかし、遠いところで起こっている問題ではなく、社会を構成する私たち一人ひとりがある身近なところで起こっています。

差別をなくすためには、わたしたちが「差別はいけない」という心がけではなく「差別は許さない」という行動を起こさなければなりません。

合理的に考えて“おかしい”と思っても、具体的な問題になると何の疑問も持たず、伝統や習慣に従ったり、世間体や周囲のことにとらわれてしまったりすることがあります。自分が生まれたときにすでにあったものだから何の疑問も持たず生活の中に取り入れていることがあります。その風習がどんな意味を持っているのか、根拠は何なのか、そのことが人を傷つけ、排除することにならないのかなどいろいろな視点で見つめ直すことが必要です。

# 差別事件から学ぶⅡ

「行政書士等による戸籍不正請求差別事件」から

## ○あなたも調べられている？

兵庫県と大阪府の行政書士3人が、「職務上の請求権」を悪用し、第三者の戸籍謄本や住民票の写しを全国各地の市区町村から取得し、興信所に渡して報酬を得ていたことが判明しました。野洲市においてもこの業者が5件の戸籍謄本を取得していることが明らかとなりました。

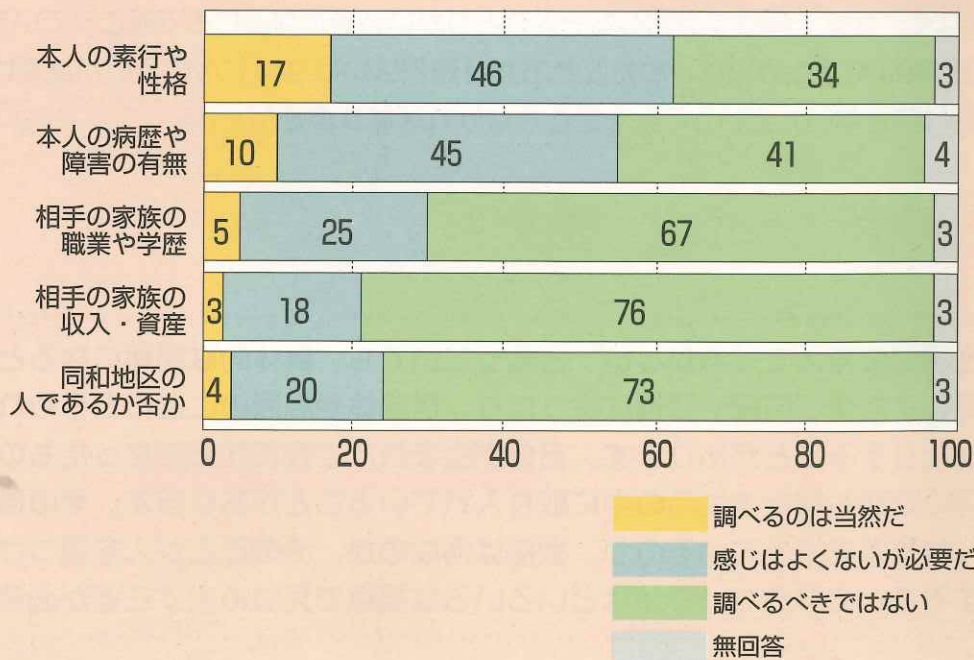
また、京都府では司法書士が本人の知らないうちに戸籍謄本を取得し、そのことを利用した身元調査によって結婚を反対された事件が現実には起こっています。

## ○なぜ身元調査があるのでしょうか？

今一度2003年度の意識調査の結果を振り返ってみましょう。

**問** 「あなたの身内の方に結婚（縁談）の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかないように次のようなことを調べようとする、あなたはどのようにお感じになりますか。」

結婚（縁談）にかかわる調査について（%）



「感じはよくないが必要だ」と答えた人について分析してみると、本人の病歴、素行、性格などについては5割以上の方が身元調査を認めています。また「相手の家族の職業や学歴」「同和地区の人であるかどうか」についても4人に1人が身元調査も許容しています。このように身元調査が差別につながるということが必ずしも一般的に確立していない状況にあります。

## ○身元調査は人権侵害です

人生の節目である結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の思想・信条や、経歴、家柄、家庭環境、資産等を自ら第三者にいわゆる“聞き合わせ”を行ったり、興信所等の民間調査に依頼したりする身元調査は、重大な人権侵害であり、差別行為につながります。

身元調査を依頼したり、応じることも許されるものではありません。



**Aさん**：結婚の際、子どもの幸せを願って、相手のことを知りたいと思うのは当然のことですし、身元調査といっても許されるのではないですか？



**Bさん**：でも結婚は本人同士の意志ですものだし、幸せかどうかも本人がどう思うかだと思いますが。



**Cさん**：子どもを思う親の気持ちはわからないではないですが、だからといって勝手に家柄とか病歴とかを調べてもよいとは言えないでしょう。どうせ調べるのは相手の欠点でしょう。

**Aさん**：「聞き合わせ」があっても、よいことを言うのであればよいのでは？

**Bさん**：「聞き合わせ」という行為自体がプライバシーの侵害でしょう。また、何がよいことか悪いことかを、他人が勝手に判断できないでしょう。

**Aさん**：学歴や思想など、本人に責任があることは調べてもいいのでは？

**Bさん**：本人に責任があってもなくても、本人の知らないところで調べることは、プライバシーの侵害になります。個人情報が大切にされる時代ですよ。

**Cさん**：自らの情報（個人情報）が自分の知らないところで、自分の了解もなしに無断で利用されるのはいやでしょ。

**Bさん**：この間AさんもAさんの娘さんが成人されるので、呉服屋さんから着物のセールスの電話がかかってきて、「なぜ娘が成人することを知ってるのか」って怒っていたじゃないですか。

**Aさん**：それはいやですよ。勝手に個人の情報を調べるなんて許せませんよ。

個人情報保護は自分の知られたくない情報を他人に知らせない権利であると同時に自分の情報は自分がコントロールする権利でもあります。個人情報保護の視点から見ても身元調査は許されるものではありません。

やすし じんけんそんちょう せんげん  
野洲市「人権尊重のまち」宣言、

ゆた しぜん れきし いろど  
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・

やすし へいわ とし せんげん  
野洲市」平和都市宣言

が定められました。

やすし じんけんそんちょう せんげん  
野洲市「人権尊重のまち」宣言

じんけん にんげん しあわ い けんり ひと う  
人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして  
もっている基本的な権利です。

じんけん きょうぞん きほん  
わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、

じんけん おか おか たす あ あか す ちいきしゃかい きす  
人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築き  
ます。

じんけん そんちょう ようご ただ りかい  
そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と  
にんしき ふか だれ たいせつ あんしん く じっせん ちか  
認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、こ  
こに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち やすし  
平成18年2月25日 野洲市

### 《宣言文に込めた想い》

「人権の共存」とは、「自分の人権だけではなく、自分以外の人の人権についても正しく理解し、その権利を行使する際に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」を言います。

すべての人は、人間として皆、同じように大切な人権を持っています。また、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、お互いの人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものです。

この野洲市「人権尊重のまち」宣言は、地域で開催される地区別懇談会や市が主催する講演会などで皆さんと唱和したり、市が発行する冊子に掲載したりするなど、地域ぐるみで人権意識の高揚に努め、野洲市に豊かな人権文化を築いていきたいと考えています。

## ゆた しぜん れきし いろど やすし へいわ とし せんげん 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言

せかい へいわ じつげん かくへいき はいぜつ じんるいきょうつう ねが  
世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

いま かくへいき きょうい ひさん あらそ じんるい  
しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、人類の

へいわ ちきゅうかんきょう おびや  
平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、せかい ゆいいつ ひぼくこく こくみん ひろしま ながさき ひさん  
世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な  
たいげん にど く かえ ひかくさんげんそく けんじ くに かく  
体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核  
へいき はいぜつ  
兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

せんご にほん けんぽう こうきゅうへいわ せんげん あんぜん せいぞん どりよく こんにち つづ  
戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続  
けてきました。ふたたび せんか こうむ へいわ おんけい きょうじゆ  
再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受してい  
ます。このじゆう けんこう ひび おく よろこ せかいじゆう ひとびと きょうゆう  
自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できるこ  
とをつよ のぞ  
強く望みます。

やすしみん じんけん かんきょう まも しゃかい じつげん  
わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現  
をめざすとともに、せかい こうきゅうへいわ かくへいきはいぜつ ちか ゆた しぜん  
世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と  
れきし いろど やすし へいわとし せんげん  
歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち やすし  
平成18年2月25日 野洲市

### 《宣言文に込めた想い》

言うまでもなく戦争は最大の人権侵害です。過去の戦争の悲惨な体験から痛烈な反省の上に立ち、世界平和への取り組みが続けられてきましたが、今なお、民族、宗教、信条、貧困等さまざまな要因が絡んで地域紛争が絶えない状況にあります。国際テロリズムという形でわたしたちの身近にも危険を感じるようになり、アジア全体に核兵器の拡散につながる動きがあることから危機感が増しています。また、戦争は最大の環境破壊と言われており、争いによって地球環境が脅かされていることを危惧しなければなりません。このような情勢が世界を取り巻いている一方、これまで平和の恩恵を受け、暮らしてこられたのは、わたしたちが、恒久平和を誓い、安全と生存のための努力を積み重ねてきたからだと思います。

野洲市がめざす「人権と環境」を基本理念にしたまちづくりの取り組みを皆さんとともに進めていくことにより、平和への行動につなげていきたいと考えています。

# 野洲市人権啓発推進協議会の活動紹介

## ●人権号

—差別をなくす啓発のシンボルとして大活躍—



## ●野洲まつりでの啓発

—暑い中、啓発をしました—



## ●駅頭啓発

—通勤・通学の人にも、人権の大切さを積極的に訴えました—



## ●人権YASU2006

—パネル展示の他、  
人権ミニコンサート、  
人権クイズなどのイベントを  
開催しました—



## ●人権啓発講座

—熱心に「人権」について学びました—



## ●和田部落解放文化のつどい ふれあい文化祭

—差別をなくす各種イベントに参画しました—



## ●部落解放をめざす女性のつどい

—実行委員の一員として、  
寸劇で問題提起しました—

